

所得税・住民税

確定申告についてのお知らせ

確定申告は期限内に正しく行いましょう。

平成二十三年分の確定申告は土日祝日を除き、二月十六日(木)から三月十五日(木)まで行われます。次の事項をお読みいただき、期間中に必ず申告していただきますようお願いいたします。期限内に申告されない場合や誤った申告の場合、不申告の場合などには加算税や延滞税も納めなければならぬことがあります。

確定申告をしなければならぬ方

◇事業所得、不動産所得などの合計金額が、所得控除の合計金額を超える方

◇給与所得者で給与収入金額が二十万円を超える方

◇給与所得以外の所得が二十万円を超える方は所得税の確定申告が必要です。なお、二十万円以下の方は住民税の申告が必要となります。

◇二方以上から給与を受けられ、年末調整をされていない給与収入がある方や、平成二十三年中に退職し、その後就職していない場合などで年末調整されていない給与がある方

◇土地等の譲渡所得のある方

◇年末調整で扶養の二重控除をされた方(夫婦や親子で一人の扶養親族をお互いに控除した場合など)や、三十八万円以上の所得者を扶養控除の対象とされた方(給与所得者の場合は源泉徴収票等でご確認ください)。

◇事業所や個人へ土地等の借地収入がある方、また田や畑の小作料収入がある方は不動産所得として申告する必要があります。

◇年末調整で受けなかつた控除(医療費控除や住宅借入金等特別控除などの適用を受けられる方は申告が必要)です。

◇少額の所得のみの方でも確定申告が必要な場合がありますので、ご不明な方はお問い合わせください。

青色申告の方は収支決算書を、白色申告(収支計算)の方は収支内訳書を添付

事業所得や不動産所得、農業所得、山林所得のある方で確定申告書を提出する方は、

◇青色申告の方は青色申告決算書を添付してください。

◇白色申告(収支計算)の方は収支内

訳書を添付してください。

農業所得の申告

農業所得の確定申告は、全ての方が「収支計算方式」で申告していただきます。

収支計算申告の方

農業用収支内訳書を使って収入金額、必要経費、減価償却費等の計算を行い申告していただきます。

全量家事消費されている方

「平成二十三年分農業所得の家事消費に係る届け出」を提出された場合、所得金額を0円として取り扱いますので、該当の方は期限までに届出書の提出をお願いします。

確定申告時の注意事項について

◇扶養控除が変わりました。

「子ども手当」の支給に伴い、平成二十三年分より十六歳未満の扶養控除が廃止されました。十六歳未満のお子さんは扶養控除の対象とはなりません。

◇年金所得者の申告手続が簡素化されました。

公的年金等の収入金額が四百万円以下で、かつ、その年分の公的年金等に係わる雑所得以外の所得が二十万円以下である場合には、所得税の確定申告書の提出は不要となりました。ただし、住民税の申告は必

要です。なお、農業所得等ある場合には申告は必要ですので、ご承知ください。

◇必要書類の持参をお願いします。

確定申告にお越しいただく際に、必要書類をお忘れになる方がいらっしゃいます。源泉徴収票や各種証明書など申告に必要な書類を今一度ご確認ください。確定申告にお越し下さい。又、税務署から送られた申告書も持参して下さい。

◇収支の計算をしてください。

青色申告者と白色申告者の皆様へは事前に収支の計算書等をお送りしています。収支の計算がされていませんとご本人の申告に時間がかかるだけでなく、確定申告でお待ちの方々にも大変迷惑を掛けることとなりますので、必ず計算を済ませてお越し下さい。下條村での申告日程等は二月一日の全戸配布文書でお知らせいたしますので、ご確認ください。

確定申告についての お問い合わせは

○飯田税務署

(電話)〇二六五―二二―一六五

○役場税務係

(電話)二七―二二―二二
までお願いします。